

新生鬼北町 みんなで築く この一票

2月13日は「鬼北町長選挙」の投票日です。

選挙は、町民の声を政治に生かす最大の機会です。お金のかからないきれいな選挙を実現するため、みんなで正しいルールを守って、あなたの意志で投票するようにしましょう。

なお、投票については、午前7時から午後8時までの間（ただし第17投票所の川口集会所および第18投票所の富母里施設は午後6時まで）町内18の投票所で、一斉に行います。

投票の際には、入場券をお持ちください。入場券を忘れたり紛失された方は、投票所で再交付しますので、係にお申し付けください。

大事な投票、忘れずに！



投票できる人

鬼北町長選挙で投票できる方は、平成16年11月7日以前から広見町または日吉村の住民基本台帳に登録されている方（他の市町村からの転入者で、平成16年11月7日以前に転入届をした人を含む。）で、引き続き鬼北町内に住所を有し、かつ、昭和60年2月14日以前に生まれ、鬼北町選挙人名簿に登録されている方です。

投票できない人

次に該当する方は、選挙人名簿に登録されていても選挙当日に投票することができません。

1. 公職選挙法第11条第1項及

- び第2項に該当する方（失権者等）。
2. 鬼北町長選挙の選挙期日（2月13日）までに町外に転出された方。

期日前投票制度

仕事やレジャー等で投票日当日投票所に向いて投票することができない場合は、投票日の前であっても投票することができる制度です。

期日前投票をされる方は、告示日翌日（2月9日）から投票日前日（2月12日）までに期日前投票所（近永公民館1階会議室または鬼北町役場日吉支所1階会議室）で投票してください。受付時間は午前8時30分から午後8時までです。

鬼北町長選挙の当日には20歳を迎えるが、期日前投票をしようとする日には未だ19歳である方は、期日前投票所に来られても従来の不在者投票での投票となりますのでご注意ください。

不在者投票制度

都合で他の市町村へ滞在している方は、不在者投票制度により、

次の方法で投票することができます。①滞在地から請求して行う場合、②不在者投票ができる病院や老人ホーム等に入院入所している方でその施設長が本人の申し出により請求する場合、③身障者及び介護保険者証の状態区分の欄に要介護5と記載されている方で選挙管理委員会に事前に申請されている方が郵便で請求する場合。

問合せ先 鬼北町選挙管理委員会

☎ 45-1111

内線・512・514

みんなの願い。きれいな選挙。

